



# 参 考 资 料

## 計画策定の経過

会 議	開 催 日	検 討 内 容
第1回 上里町次世代育成支援行動計画策定委員会	平成16年 8月 5日(木) 午後1時30分～	次世代育成支援対策推進法及び行動計画について 次世代育成支援対策行動計画策定に伴う調査結果及び日程について 特定14事業に係る目標事業量見込み数値について
第2回 上里町次世代育成支援行動計画策定委員会	平成16年 11月16日(火) 午後1時30分～	次世代育成支援行動計画の構成について 次世代育成支援行動計画基本理念について 次世代育成支援行動計画基本目標・基本施策(骨子案)について
第3回 上里町次世代育成支援行動計画策定委員会	平成17年 1月25日(火) 午後1時30分～	次世代育成支援行動計画の素案について
第4回 上里町次世代育成支援行動計画策定委員会	平成17年 2月18日(金) 午後1時30分～	次世代育成支援行動計画の素案について
第5回 上里町次世代育成支援行動計画策定委員会	平成17年 3月 8日(火) 午後1時30分～	次世代育成支援行動計画の素案について

---

## 上里町次世代育成支援行動計画策定委員会設置要綱

---

### （設置）

第1条 次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第8条に規定する次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「行動計画」という。）について審議するため、上里町次世代育成支援行動計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### （所掌事項）

第2条 委員会は、町長の諮問に応じ、行動計画に関し審議を行い、計画原案を町長に答申する。

### （組織）

第3条 委員会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次代の社会を担う子どもの育成に関し識見を有する者のうちから町長が委嘱する。

#### （委員長及び副委員長）

第4条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会の会務を総理する。

3 委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

#### （会議）

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

#### （庶務）

第6条 委員会の庶務は、女性こども課において処理する。

#### （委任）

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

#### 附 則

1 この要綱は、決裁のあった日から実施する。

2 この要綱は、行動計画の策定の日とその効力を失う。

## 上里町次世代育成支援行動計画策定委員会委員名簿

役 職	選出区分	氏 名	所属機関等	備考
委員長 副委員長	各種関係機関	丸山 眞司	連合本庄・児玉地域協議会	
		片倉 す寿子	子育てアドバイザー代表	
	地域活動団体	阿佐美 勳平	上里町区長会長	
		松永 亮	上里町 PTA 連合会長	
		江口 正夫	上里町青少年育成推進員	
	各種関係機関	宮崎 哲男	児玉福祉保健総合センター	
		荒井 肇	文教厚生常任委員長	
		金井 香澄	民生児童委員協議会長	H16.11.30 まで
		山下 満五	民生児童委員協議会長	H16.12.1 から
		岩田 智教	主任児童委員	H16.11.30 まで
		高橋 茂雄	主任児童委員	H16.12.1 から
		保坂 満佐子	上里町保育園長会代表	
		豊田 行雄	上里町幼稚園代表	
		桜井 和枝	上里町放課後児童クラブ代表	
		横山 隆司	上里町小・中学校長会代表	
		小林 達也	キャノン・コンポーネンツ(株)	
	一般公募	澤井 活子		
		小松 直美		
		植井 嘉徳		
	行政機関	阿部 甚一	健康福祉課長	
		萩原 潤	教育委員会事務局	
		渋沢 秀実	社会福祉協議会	